

消防用設備等設置基準項別早見表

何かお気づきの点がありましたら、(有)山中設備企画室ymnk@fd.catv.ne.jpまでご連絡下さい。

H14年4月の消防法改定により令別表もH15年に、改定されます。改定原案はH14年10月頃公開される予定です。

令別表第1(4)項 百貨店・マーケット・その他物品販売業を営む店舗・展示場

消防法・消防法施行令・消防法施行規則		横浜市火災予防条例
防火管理者 (法第8条)	収容人員 30人以上 ・延べ面積 300㎡以上 = 甲種 ・延べ面積 300㎡未満 = 乙種 (令第1条の2)	(第69条) 指定可燃物、床面積の合計1,500㎡以上 = 甲種
収容人数算定法 (規則第1条)	従業者の数 + 主として従業者以外 の者の使用する部分 イ 飲食・休憩用部分 $\frac{\text{床面積}}{3 \text{ m}^2}$ ロ その他の部分 $\frac{\text{床面積}}{4 \text{ m}^2}$	
防災規則 (法第8条の3)	防災防火対象物品 (令第4条の3)	
消火器 (令第10条)	一般 延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地階・無窓階又は3階以上の階 床面積 50㎡以上	・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等
	少量危険物 危令第3表第3の数量の5分の1以上数量未満の「危険物」	・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等
	指定可燃物 危令第4表第4の数量以上の「指定可燃物」	・危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第7条)	指定可燃物 危令第4表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kw以上の変電 ・油入500kw以上1,000kw未満の変電 ・500kw以上1,000kw未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
(令第11条)	一般 延べ面積 700㎡以上 (注1)	(第47条)
	地階・無窓階又は4階以上の階 床面積 150㎡以上 (注1)	・地階を除く階数5以上 (注2)
	指定可燃物 危令第4表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く) (注7)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平屋建以外 床面積の合計 3,000㎡以上	
	地階・無窓階4階以上10階以下の階 床面積 1,000㎡以上	
	階数11以上のもの 全部	
	指定可燃物 危令第4表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に関わるものを除く) (注7)	
水噴霧消火設備等 (令第13条)	屋上部分 回転翼航空機・垂直離着陸航空機の発着場 (泡・粉末)	
	道路 床面積 ・屋上 600㎡以上 (水噴・泡・ ・その他 400㎡以上 不活性・粉末)	
水噴霧消火設備 (令第14条)	自動車の修理整備部分 床面積 ・地階・2階以上の階 200㎡以上 (水噴・泡・ ・1階 500㎡以上 ハロゲン・粉末)	
泡消火設備 (令第15条)	駐車場 床面積 ・地階・2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (水噴・泡・ ・屋上 300㎡以上 ハロゲン・粉末) ・機械装置駐車 収容	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、 床面積の合計200㎡以上
不活性ガス消火設備 (令第16条)	発電機・変圧器等電気設備 床面積 200㎡以上 (不活性・ハロゲン・粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kw以上変電 ・1,000kw以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
ハロゲン化物消火設備 (令第17条)	鍛造場・ボイラー室 床面積 200㎡以上 (不活性・ハロゲン・粉末)	
粉末消火設備 (令第18条)	乾燥室等 床面積 500㎡以上 (不活性・ハロゲン・粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指定可燃物 危令第4表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷凍室・冷蔵室 全部 (泡・粉末)	(第49条) 床面積合計500㎡以上
屋外消火栓設備 (令第19条)	1・2階床面積合計 耐火;9,000㎡以上、準耐;6,000㎡以上、その他;3,000㎡以上 (注8)	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内・屋外消火栓設備設置対象物 (注9)	(第50条) (注3) ・同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上
自動火災報知設備 (令第21条)	一般 延べ面積 300㎡以上	
	指定可燃物 危令第4表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐車場部分 地階・2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道路 屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階数11階以上のもの 11階以上の階	

令別表第1(4)項 百貨店・マーケット・その他物品販売業を営む店舗・展示場

消防法・消防法施行令・消防法施行規則			横浜市火災予防条例
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	地階	床面積の合計 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (注 10)	
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上 (注 4)	
	契約電流容量	50アンペアを越えるもの (注 4)	
消防機関へ通知する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上(電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	器具	・収容人員 20人以上50人未満	
	非常ベル等	・収容人員 50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上 (注 11)	
	非常ベル 又は サイレン+放送設備	・収容人員 300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	2階以上の階・地階	収容人員 50人以上(耐火構造の場合は2階を除く)	(第54条)
	3階以上の階	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上 (注 12)	6階以上の階で収容人員30人以上)
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11階以上 ・高さ31mを越えるもの (s.48.4.1以降の新築に限る)
誘導灯 (令第26条)	避難口・通路誘導灯	全部	誘導灯改正の詳細へ
	誘導標識	全部 (注 13)	
消防用水 (令第27条)	ア 敷地面積20,000m <sup>2</sup> 以上で、1・2階床面積合計 耐火;15,000m <sup>2</sup> 以上、準耐;10,000m <sup>2</sup> 以上、その他;5,000m <sup>2</sup> 以上 (注 8) イ 高さ31mを越えかつ延べ面積(地階を除く)25,000m <sup>2</sup> 以上		
排煙設備 (令第28条)	地階・無窓階	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (注 14)	
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700 m <sup>2</sup> 以上 (注 15)	
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道路	全部	
	地階・無窓階 (1・2階を除く)		(第57条) 床面積 1,000m <sup>2</sup> 以上
	屋上		(第57条) 回転翼航空機の発着場・駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上	
	地階		(第58条)床面積1,000m <sup>2</sup> 以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非常電源	・延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上は自家発電設備又は蓄電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備又は専用受電設備		
操作盤	・高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防署長官が定める要件に該当するもの (注 5)		
防災センター (注 6)	総合操作盤等設置		(第68条の2) ・11階以上かつ延べ面積1万m <sup>2</sup> 以上 ・5階以上かつ延べ面積2万m <sup>2</sup> 以上 ・延べ面積5万m <sup>2</sup> 以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) ・延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以上 ・地階厨房入力合計350kw以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房 入力合計350kw以上
消防検査対象物 (令第35条)	消防用設備等設置届	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上	(第73条) 防火対象物使用開始届
点検・報告対象物 (令第36条)	・点検 ・報告 1年1回	延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上は有資格者	

- 注 1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。  
内装制限とは、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものをいう。
- 注 2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注 3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注 4 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄鋼入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄鋼入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外で造った鉄鋼入りの天井を有するものに設置。
- 注 5 対象となる設備は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント、無線通信補助設備とする。ただし、総合操作盤を設置した場合を除く。  
消防庁長官が定める要件とは、延べ面積が5万㎡以上であるもの、地階を除く階数が15以上かつ延べ面積3万㎡以上であるもの又は次の防火対策物のうち、消防長若しくは消防署長が火災予防上必要であると認めたものをいう。  
地階を除く階数が11以上かつ延べ面積1万㎡以上  
地階を除く階数が5以上かつ延べ面積2万㎡以上  
地階の床面積の合計が5,000㎡以上
- 注 6 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防火設備等を管理する場所をいう。
- 注 7 指定可燃物のうち、可燃性液体類に係わるものを除く。屋内消火栓は、1号消火栓に限る。
- 注 8 同一敷地内に2以上の建築物がある場合、相互の外壁間の中心線からの水平距離が1階3m以下、2階5m以下である部分を有するものは床面積を合計する。ただし、屋外消火栓設備にあっては、耐火及び準耐火建築物を除き、また、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備等を設けた場合は、設置免除となる。
- 注 9 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備等を設けた場合は、設置免除となる。
- 注 10 燃料用ガス(液化石油ガス販売事業により販売される液化石油ガスを除く)が使用されるもの又は可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして、消防長・消防署長が指定するものに限る。
- 注 11 ベル等とは非常ベル又は自動式サイレンをいう。自動火災報知設備が設置されたものは、設置免除となる。
- 注 12 主要構造部を耐火構造としたものについては、種々の緩和規定がある。
- 注 13 誘導灯を設置したものは、設置免除となる。
- 注 14 排煙上有効な開口部の合計が当該防火対象物の部分の200分の1以上あるものは、設置免除となる。
- 注 15 送水口を付置したスプリンクラー設備等が設置されているものは、設置免除となる。